

在学生の皆さんへ

2020年4月から 国による新たな修学支援制度がスタートします。

2020年4月から、国による新たな修学支援制度が始まります。新たな制度は2本立てです。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金がこれまでより対象世帯や支援額が大幅に拡充されます。
- ②大学の授業料や入学金の減免が受けられます。

申請者は原則として、上記2つの支援を同時に受けることになります。

【制度の概要】

(1) 日本学生支援機構の給付奨学金制度

- これまでの「貸与奨学金」と異なり、「給付」ですので、返還の必要はありません。
- 採用時に決定された奨学金が毎月指定口座に振り込まれます。(学業成績等によって支給停止、廃止されることや、家計状況の急変等によって金額が変更になる場合があります。)
- 申し込みは日本学支援機構に行います。

[支給金額]

世帯の所得金額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円

※世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)は、次のとおりですが、該当する区分は申請に基づいて、日本学生支援機構が判断します。

第Ⅰ区分…学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。

第Ⅱ区分…学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上、25,600円未満であること

第Ⅲ区分…学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上、51,300円未満であること

<支給額算式>市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

上記区分については、日本学生支援機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、大まかに調べることができますので、利用してください。

[進学資金シミュレーター]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※生活保護世帯については金額が異なります。事務局学生窓口にお問い合わせください。

(2) 授業料等の減免措置

- 世帯の所得金額に応じて授業料と入学金(またはその一部)を国が負担します。
- 減免対象となる世帯及び区分は日本学生支援機構と同一です。
- 減免の対象となるのは、授業料と入学金のみで施設充実費や諸経費は対象となりません。

※在学生の場合、過去に払った入学金は減免対象になりません。

●申し込みは大学に行います。

〔減免額〕 ※第Ⅰ区分の場合の上限

入学金＝260,000円、授業料＝700,000円

※第Ⅱ区分の該当者は上記金額の2/3、第Ⅲ区分の該当者は1/3が上限となります。

【参考資料】

「高等教育の修学支援新制度」の詳細については、以下のWEBサイトをご覧ください。

文部科学省「高等教育の修学支援新制度」

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構「奨学金の制度（給付型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>